

18歳は大人か？子どもか？

心理学から青年をとらえる

白井 利明

2016年9月23日発行 (Ver. 1.0) ●発行元：ちとせプレス

日本でも18歳以上の人たちも投票ができるようになりました。一方で、喫煙や飲酒は20歳以上のままです。18歳は大人なのでしょうか。それとも子どもなのでしょうか。大阪教育大学の白井利明教授が、青年心理学の観点からこの問題に迫ります。

Section 1

何歳から大人か

2015年6月、公職選挙法が改正され、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、2016年7月の参議院選挙から18歳以上の人たちも投票できる選挙が実施されます。これは、すでに、2014年6月の「日本国憲法の改正手続に関する法律」の改正で18歳から国民投票に参加できるようになったときに合意されていました。それに伴い、民法や少年法も改正し、成年年齢そのものを18歳に引き下げる検討もなされています。ただし、世論調査では、18歳は成人ではないとして、引き下げに反対の意見が多数を占めています⁽¹⁾。この連載では、成年年齢引き下げをめぐる、青年心理学の観点から意見を述べてみたいと思います。

— 成人は何歳からですか。

青年心理学では、青年期の終わり、つまり成人期の始まりを25、26歳と考えています⁽²⁾。青年心理学者の久世敏雄は「青年期は、おおざっぱに言って10歳代から20歳代半ば頃まで、つまり、思春期的変化の始まりから25、26歳までの子どもから大人への成長と移行の時期である」⁽³⁾と区分しています。

成人になるとは、一言でいえば、個人化と社会化の統一です⁽⁴⁾。個人化とは自己を確立することです。社会化とは、職業や家庭、社会に対して責任をもった

社会人になること、そして他人とともに他人のために活動する人になることです。言い換えれば、自己と社会を調和してとらえることができる、現実社会の中で自己をどう生かしていくのかをはっきりさせることができることをいいます⁽⁵⁾。

私の研究でも、自分も他人も大切にできるようになるのは、20歳代半ばでした⁽⁶⁾。20歳代前半では、自立することを、大人に頼らず、自分で決め、自分で責任をとることだととらえていました。そして、そこでは、自立と依存が対立的にとらえられているため、大人に意見を聞くと、それに従わなければならないと思い込み、自分がなくなってしまうように感じて、どんなに困っていても大人に相談しにいかないことがあります。大人からすると、自分にこだわっているように見えます。

それに対して、20歳代後半になると、自分も他人も大切にできるようになります。大人の意見も聞いて、賛成できるところは取り入れ、賛成できないところは取り入れなくてもよいと考えることができるようになります。他人との間に距離をとることができるようになります。

以上の見方からすると、現在の成年年齢である20歳というのは、やや早いように見えるかもしれません。しかし、青年期の終わりや成人期の始まりは、ある特定の年齢を境に行われるものではありません⁽⁷⁾。16、17歳頃には自己の変化と動揺の時期が終わります。21、22歳頃には精神的にも安定し、自己と社会を統合できるようになります。最初に成人期の始まりは25、26歳としましたが、成人になるうえで就職や結婚などの社会経験を積んでいくことが必要と考えられているためです。

— 海外では成年年齢は18歳が多数です。

青年期の時期の区分が国によって違う可能性が考えられます。ここでは、アメリカを例に考えてみます。アメリカは成年年齢が州ごとに違うのですが、50州のうち45州が18歳となっています⁽⁸⁾。ここでアメリカを取り上げるのは、アメリカ心理学会の心理学事典が手元にあり、青年期の定義を参照しやすいという理由です。

アメリカ心理学会が監修する心理学事典では、個人差が多いため正確な年齢はいえないが、青年期は思春期(10~12歳)に始まり、19歳頃の生理的成熟で終わる、とされています⁽⁹⁾。この期間中に、性徴やボディ・イメージ、性への関心、社会的役割、知的発達、自己概念で、早いか遅いかには個人差があるものの、どの青年にも大きな変化がある、とされています。しかし、生殖能力を獲得し、身体が大人になることが成人概念の中心に据えられているといえます。

ただし、アメリカの心理学者ウィリアム・デーモン⁽¹⁰⁾は、青年期の終わりの標識をシティズンシップ(citizenship)と市民的関与(civic engagement)に見ています。シティズンシップとは、社会のフルメンバーとしての権利と義務が認められていることをいいます。市民的関与とは、実際にその権利と義務を行使することです。ですから、アメリカでも、身体が大人になったから成人だということではなく、社会的にも認められているから成人だと考えています。

これには理由があると思います。アメリカは1943年の時点で選挙権は21歳でしたが、ベトナム戦争の際に、18歳から21歳までの者は徴兵されるのに政府への発言権がないのは不当であるという議論が起きて、1971年に選挙権が18歳に引き下げられたのです⁽¹¹⁾。成年年齢もそれに連動して引き下げられました。

ただし、アメリカ心理学会の心理学事典の最新版(改訂版)⁽¹²⁾になると、発達全般、つまり認知面、社会面、自己の面の発達で見ても、19歳になると、十分に成熟が見られるとつけ加えられました。生理的成熟だけを見て大人だと定義しているのではなく、発達心理学的に見て青年期の終わりだと考えているということでしょう。

— それでは、日本では発達が遅れているのでしょうか。

すでに説明したように、国によって社会文化的背景や制度的な経緯により「青年」や「大人」のとらえ方が違うのであって、日本の青年の発達が遅れているから日本の成年年齢が高い、ということではないと思

います。

実際のところ、自分を大人だと思うことを成人感といいますが、それで見ても日本と海外で大きな違いがあるとは思えません。日本では、20歳代半ば以降に自分が大人だとする人が多くなります⁽¹³⁾。これは、例えばアメリカでも同じです。「子どもか、大人か、どちらでもないか」と聞いたところ、20歳代前半まで「大人でも子どもでもない」の方が多く、20歳代後半から「自分は大人だ」の方が多くなります⁽¹⁴⁾。

ただし、成人感^{くせ}は曲者です。中学生と大学生では、一般に中学生より大学生の方が大人に近づいていると考えられますが、成人感で見ると、中学生の方が大学生より自分が大人だと考えていました⁽¹⁵⁾。その理由は、中学生は「電車賃などが大人料金」といったものでした。他方、大学生は、自分が大人でないと考えていますが、その理由は「すぐ親や他人を頼りにする」「いやなことを我慢しない」といったものが目立ちました。どちらの理由が、より大人らしいかは明らかだと思います。

なお、女性では中学生も大学生も大半が大人でない⁽¹⁶⁾と答えており、違いはありませんでした。男性と女性では成人感のもち方が違うようです。

— 男性と女性ではどう違うのですか。

27歳の女性に大人かどうかを聞いてみましたが、まだ全員が大人と答えなかったので、30歳になったらどう答えるだろうと確かめてみました⁽¹⁶⁾。しかし、大人だとする回答は増えませんでした。30歳で新たに出てきた「大人ではない」の理由としては「予想していた30歳の状態と自分がほど遠く、成長しているとは言えない」「自分の仕事をこなすだけでなく周りも支えなければならぬ立場になったのにそれができていない」などといったことが挙げられました。

男性の場合は、就職や結婚といった経済的自立や社会的責任を担うことで成人感が大きくなりますが、女性の場合は必ずしもそうではありませんでした。「いつ大人になるか」と聞きましたら、「40代になったとき」「死ぬとき」といった回答もありました⁽¹⁷⁾。これはいつ大人になるかわからないということなのでしょうが、女性の方が生涯にわたる成長をイメージしているのかもしれませんが。

— 青年が大人になるとはどういうことでしょうか。

大人になるとは、身体的な側面以外に、就職したり

家庭をもったりして経済的・社会的な自立や責任を果たすという社会的な側面と、自分の行動に責任をもてることや社会常識に対する知識や判断力をもつといった内面的な側面が関わります⁽¹⁸⁾。

ただし、青年から見た大人像には、「大人には裏があり、きたない」といった否定的に見えるものも入っています。現実の大人は否定的な側面を含め多様だからでしょうが、それにとどまらず、青年が大人になるとは、肯定的なものだけでなく、否定的なものにも見えるようなこともあわせて、人間としての二重性を生きたことだからなのでしょう。

大学生に「大人になりたくない」と思ったかどうか聞きましたら、半数近くは思ったことがあると答えました⁽¹⁹⁾。その理由は、「責任を負わされるのがこわかった」が最も多い答えでしたが、ほかに「大人になると夢や自由な心を失うと思った」などがありました。「大人になりたくない」と思うことは、単に青年が大人になることを拒否しているのではなく、いまある大人を乗り越えて発達しようとする可能性も含まれていると思います。

今回は、青年期の延長について取り上げ、もう少し立ち入って考えてみたいと思います。

■ 文献・注

- (1) 内閣府 (2013). 「民法の成年年齢に関する世論調査」
- (2) 加藤隆勝 (1987). 『青年期の意識構造 — その変容と多様化』誠信書房, p. 19.
久世敏雄 (2000). 「青年期とは」久世敏雄・齋藤耕二監修, 福富護・二宮克美・高木秀明・大野久・白井利明編『青年心理学事典』福村出版, p. 4.
- (3) (2) の久世 (2000) を参照。
- (4) 宮川知彰 (1973). 「青年の性格構造」依田新・大西誠一郎・齋藤耕二・津留宏・西平直喜・藤原喜悦・宮川知彰編『現代青年の性格形成』現代青年心理学講座 4, 金子書房, p. 25.
- (5) 加藤隆勝 (1987). 『青年期の意識構造 — その変容と多様化』誠信書房, p. 22.
- (6) 白井利明 (1988). 「成人性の基準における次元の問題 (2) — 20 歳代の未婚有職者の調査から」『大阪教育大学紀要 (第 IV 部門)』37(2), 151-161.
- (7) (2) の加藤 (1987) を参照。
- (8) 国立国会図書館調査及び立法考査局 (2008). 「主要国の各種法定年齢 — 選挙権年齢・成人年齢引下げの経緯を中心に」 p. 17.
- (9) VandenBos, G. R. (Editor of chief). (2007). *APA dictionary of psychology*. American Psychological Association, pp. 21-22. (繁 榊算男・四本裕子監訳, 2013 『APA 心理学大辞典』培風館, p. 504)
- (10) Damon, W. (2004). Foreword. In R. M. Lerner & L. Steinberg (Eds.), *Handbook of adolescent psychology* (2nd ed.). Wiley, p. vii.
- (11) (8) を参照。
- (12) VandenBos, G. R. (Editor of chief). (2015). *APA dictionary of*

psychology (2nd ed.). American Psychological Association, p. 23.

- (13) (6) を参照。
- (14) Arnett, J. J. (2000). Emerging adulthood: A theory of development from the late teens through the twenties. *American Psychologist*, 55, 469-480.
- (15) 白井利明 (1988). 「成人性の基準における次元の問題 (1)」『大阪教育大学教育研究所報』23, 57-71.
- (16) 白井利明 (2010). 「30 歳の女性はなぜ自分を大人と思わないのか — 縦断的研究」『大阪教育大学紀要 (第 IV 部門)』58(2), 77-87.
- (17) (16) を参照。
- (18) (15) を参照。
- (19) (15) を参照。

Section 2

大人へのなりかた

— 科学技術の革新により高学歴化し、さらに現代社会は複雑化しているため、就職が遅くなったり晩婚化したりするなど、青年期の延長は避けられないような気がします。

青年期が延長したというより、青年期から成人期への移行の仕方が変わったと思います。アメリカの心理学者のジェフリー・アーネットは、青年期でも成人期でもない新しい発達段階が現れたとして、18 歳から 29 歳までを成人形成期 (emerging adulthood) と名づけました⁽¹⁾。

この時期の特徴は不安定さです。就職したり離職したり、実家を出たり戻ったり、恋人を変えたりすることが繰り返されます。そして、アイデンティティの探求が行われます。アイデンティティとは「自分が何者であるか」への自分なりの答えをいいます。仕事や恋愛でさまざまな選択肢を試し、答えを出そうとします。

青年期の探求と違うのは、青年期のように学生といった立場で試行錯誤をするのではなく、実際に職業に就いて探求します。それにより成人期への移行が多様化し、自分なりのライフコースを多様な選択肢の中から柔軟に選び取る可能性が高まった、とアーネットは見えています。

ほかにも特徴があります。他人の幸福のために何かをすることよりも、自己実現に関心があります。また、自分の可能性を信じています。自分の活躍を願い、自分の人生を変えられると思っています。

— 大人になるべき年齢になっても、大人になろうとしないのは未熟だし、いくら多様化といっても定職に就かずに生活できるほど社会は甘くないし、就職も

結婚もしないのでは社会がまわっていかないとはいえません。

アーネットは、成人形成期は大人に向かう時期としています。また、就職や結婚、出産を拒否しているわけでもありません。多くの若い人たちは就職も結婚もして、子どもももちたいと思っています。

大人になろうとしないというより、大人になることができない、といった方がよいと思います。アーネットは不安定であることのプラスの面を強調していますが、イギリスの心理学者のマリオン・クルーブらは、マイナスの面を指摘し、若い人が所属する社会階層がプラスかマイナスかを分けるとしています⁽²⁾。社会的な有利をもつ人にはプラスになるが、社会的な不利をもつ人は、不安定な状況から抜け出すことができず、いつまでたっても大人になることができないのです。

しかし、重要なことは、若い人たちは特に、就職や結婚、出産の有無が大人の基準であるとは考えていないということです⁽³⁾。これまでは、大人になるとは、特定の社会的役割になりきることで、それができなければ未熟ということでした。

英語では、かつて「大人」は“manhood”または“womanhood”といい、夫や妻、父親、母親などの成人役割から離れては考えられませんでした。英語の“adulthood”（成人期）がオックスフォード英語辞典に最初に出てきたのは1870年です⁽⁴⁾。神が決めた役割と義務を越えて、自分で自分の人生を選ぶことのできる自律（autonomy）と自由、責任をもてるようになったのです。

いまでは、大人になるとは、必ずしも社会的役割を取得し、その役割に自分を同一化させることではありません。人間として自立することです。自立とは、自分で考え、決定し、責任をとることです。また、他人を思いやる心をもつことです。

— 今日の日本の若い人たちは、フリーターやニート、パラサイト・シングル、ひきこもりなど、さまざまな問題が指摘されてきました。これらの問題の原因は何であり、どうしたら解決すると考えますか。

これらの問題は、それぞれ個別に論ずべきものがありますが、ここでは大人へのなりかたという点で考えます。

先ほど、今日では、大人になるとは、旧来の社会の役割への同一化ではなく、個人が心理的に自立することだと述べました。しかし、それはあくまでも可能性

であって、現実とは違います。

例えば、社会は男女平等の方向に進んでいますが、現実の社会には性別分業が残っており、しかもそれが前提で社会が動いています。働きかたについても、大きくは労働時間の短縮に向かっており、かつての「仕事も家庭も」という願いから、さらに「仕事も家庭も趣味も」という願いももてるようになってきました。しかし、現実には、二者択一、つまり、雇用は保障されるが過重労働もある正規雇用か、労働時間は短いが生計と将来に不安を抱える非正規雇用か、を選択せざるをえないように見えます。

このように社会の可能性と現実が乖離しているため、さまざまな問題が出てきています。例えば、社会は旧来あった「卒業→就職→結婚→子どもをもつ」というキャリア・ルートの規範は残したまま、実態としてはそのルートを破壊しています。しかも、社会は解決の方向を示していません。若い人たちが個人で解決しなければならないため、さまざまな困難を抱えています。

例えば、若い人たちは「何が何でも正社員にならないといけない」「就職活動で失敗したら自分の人生はない」などと思い込み、必要以上にプレッシャーを感じて就職活動から降りてしまうことがあります。反対に、「有名企業に就職したらそれでよい」として自分の働きかたを十分に考えられなくなり、希望がなくなっても自分に合わないことから辞めざるをえないこともあります。また、傷つきを抱える人は、自分の苦手な場面（例えば対人関係）から回避することで問題を解決しようとして、ますます自分を追い込んで身動きができないことがあります⁽⁵⁾。

これらは若い人の個人的な弱さによるもののように見えるかもしれませんが、すでに述べたように、そもそも社会に矛盾があるにもかかわらず、その解決を個人に委ねているため、個人の特徴が前面に出てしまうのです。

解決のためには、何よりもまず、社会が問題の解決の見通しを示すことです。例えば、欧州では「卒業→就職→結婚→子どもをもつ」というキャリア・ルートの規範を崩し、結婚しなくても子どもがもてるようにしています。それは少子化の傾向に歯止めもかけています。もちろん、それが最終的な答えではありません。新しい家族モデルが提案されなければなりませんし、働きかたも含めてそれ以外にもさまざまあります。

若い人たちが安心して他者とつながることができたり、社会から認められる経験が得られたりすれば、若い人たちの試みも違った形で現れます。地元でつながって生きることや社会を変えていくことなどにそれが

現れています。

— 成年年齢を引き下げたら、成人の自覚を促すことができますか。

早すぎる自立の要請も、遅すぎる自立の要請もよくありません。問題は18歳が早すぎるのかどうかでしょうが、成人の自覚をもつためには、その前提として青年期を十分に経験することが必要です。

青年期は、モラトリアムの時期です。アメリカの心理学者のエリク・エリクソンによれば、モラトリアム(猶予期間)は、労働の義務からまぬがれ、安全なところに身を置いて自由に試してみることで、社会の中の居場所(niche)を見つける時期です。居場所とは、周囲の人たちから自分が認められ、自分のためにつくられたと思えるような場所です。⁽⁶⁾居場所は、子どもだった過去の自分とこれからなろうとする未来の自分を橋渡しします。

しかし、いまの青年はモラトリアムを十分に経験できていないといわれます⁽⁷⁾。そして、大人になることを急かされていると、アメリカの心理学者のデイヴィッド・エルカインドは警告しています。

今日の青年は、余暇でさえ大人らしく振る舞うことを求められ、間違ふことや未熟であることが認められていません。他方で、大人に従順であることが求められたり、保護が必要な場面でも自律の尊重を名目に放置されていたりします。さらには、暴力や麻薬などに犯される危険性が増大しています。急かされて育った青年は、その場その場をやりすごすだけになり、パッチワーク・セルフ(寄せ集め的な自己)しかもてないため、ストレスに弱く、傷つきやすくなっている、とエルカインドは指摘します⁽⁸⁾。

成人の自覚を促したいのであれば、大人になることを急かすやりかたではなく、青年が青年であることを保障し、青年がみずから青年期を卒業するようなやりかたを採用してほしいと思います。

今回は18歳選挙権と主権者教育について考えます。

■ 文献・注

- (1) Arnett, J. J. (2015). *Emerging adulthood: The winding road from the late teens through the twenties* (2nd ed.). Oxford University Press, p. 8.
- (2) Kloep, M., & Hendry, L. B. (2011). Rejoinder to Chapters 2 and 3: Critical comments on Arnett's and Tanner's approach. In J. J. Arnett, M. Kloep, M., L. B. Hendry & J. L. Tanner, *Debating emerging adulthood: Stage or process?* Oxford University Press, p. 117.
- (3) Howard, A. L., & Galambos, N. L. (2011). Transitions into adulthood. In B. B. Brown & M. J. Prinstein (Eds.), *Encyclopedia of*

adolescence (Vol.1). Academic Press, p. 377. (白井利明訳, 2014「成人期への移行」子安増生・二宮克美監訳, 青年期発達百科事典編集委員会編『青年期発達百科事典 第1巻 発達の定型プロセス』丸善出版, p. 222.)

- (4) Merser, C. (1987). *Grown-ups: A generation in search of adulthood*. G. P. Putnam's Sons, p. 56.
- (5) 白井利明 (2005).「現代社会における若者問題の心理と臨床」白井利明編『迷走する若者のアイデンティティ — フリーター、パラサイト・シングル、ニート、ひきこもり』ゆまに書房, p. 256.
- (6) Erikson, E. H. (1959). *Identity and the life cycle*. W. W. Norton, p. 120. (西平直・中島由恵訳, 2011『アイデンティティとライフサイクル』誠信書房, p. 125.)
- (7) 村澤真保呂 (2012).「失われたモラトリアムを求めて」村澤和多里・山尾貴則・村澤真保呂『ポストモラトリアム時代の若者たち — 社会的排除を超えて』世界思想社, p. iv.
- (8) Elkind, D. (1984). *All grown up and no place to go: Teenagers in crisis*. Addison-Wesley, p. 17. (久米稔・三島正英・大木桃代・岡村美奈訳, 1994『居場所のない若者たち — 危機のティーンエイジャー』家政教育社, p. 37.)

Section 3

18歳選挙権と主権者教育

— 2015年6月の公職選挙法改正により、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、2016年6月から施行されました。18歳選挙権をどう考えますか。

青年期は産業革命後に誕生した発達期です。それまでの若者期は身近な大人と同じになることが一人前であり、社会の体制に順応することが目指されました。それに対して、青年期は新しい社会の担い手として社会の革新を目指すことになりました⁽¹⁾。

青年の政治行動は、大人が考える常識と合わないものとして現れがちで⁽²⁾、不服従や建物占拠、暴動などの破壊行動として危険視されがちでした。それに対して、18歳選挙権は、青年が社会に認められる方法で政治と関わる可能性を発展させるものです。

— 18歳に選挙権を与えて大丈夫でしょうか。

政治的認識の発達で考えると、高校3年生で成人と同じ構造のある政治的態度をもつようになることが示されています⁽³⁾。中学生から高校生までを追跡した縦断データでも、中学生は変化が大きく不安定ですが、高校生では安定し、個人にとって自己に適したさまざまな構造を示すようになります⁽⁴⁾。

しかし、これは政治的認識の発達の完成ではなく、始まりにすぎません。さまざまな経験をしながら、発

達していくこととなります。彼らなりのやり方で挑戦することを見守りながら、政治と関わろうとする意欲を引き出していくことが長い目でみると有益だと思います。若いときに政治に参加すると、大人になっても参加するという効果を期待できます⁽⁵⁾。

— 若い人たちは政治に関心がないのでしょうか。

20代の選挙の投票率で見ると、他の年齢層に比べて低くなっています。青年は社会に満足しているわけではないのですが、それが投票行動につながりません。その理由として、青年の政治不信が考えられます。青年の政治的無関心として問題視されがちですが、青年の政治不信を払拭できない政治の責任が大きいと思います。

青年心理学者の原田唯司⁽⁶⁾の研究に基づけば、青年が政治を変えることができるという政治的有効性感覚を高めると、政治不信を低められます。政治不信は政治の知識の量や正確さとは関係がありませんでした。NHKの世論調査によれば、近年は、若い人たちの世代で政治的有効性感覚が上昇に転じているとのことです⁽⁷⁾。SEALDs（シールズ：自由と民主主義のための学生緊急行動）などといった最近の青年運動もそうした流れに位置づくのかもしれませんが。

— SEALDsに代表される今日の青年運動はどう見ますか。例えば、70年安保での学生運動との違いや共通点はありますか。また、ヨーロッパの青年運動との比較ではどうですか。

青年心理学者の中川作一は、70年安保当時の青年の心理を分析し、個人が集団に埋没しており、それは民主主義や仲間への不信にもとづく指摘していました⁽⁸⁾。それに対して、SEALDsなどは、学校や家庭など日々の生活で考えていることと政治をつなげ、自分の言葉で語ろうとしています⁽⁹⁾。個人が単位となっており、しかも仲間が開かれているように見えます。また、かつては「世代の断絶」といわれ、青年にとって大人は「敵」だったかもしれませんが、今日の青年は大人と共同の取り組みを重視しているように見えます。

そして、青年が選挙運動に取り組んでいることが印象的です。ヨーロッパでは大規模なデモを青年が主導することがありますが、選挙には結びついていないようです。環境問題や性的マイノリティといった特定の問題に限定されたシングルイシュー型の政治行動で

あり、選挙といった多様な論点を含み込んだパッケージ型の政治行動とは異なるとのこと⁽¹⁰⁾。

今後の課題としては、青年の行動が学校・職場・地域といった身近なところで多様な他者とつながって現状を変えていく運動になっていくのかどうかに注目したいと思います。

— 高校の主権者教育をどう考えますか。

文部科学省は、高等学校等において、政治的知識を活用し、主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながらさまざまな課題を解決していく資質と能力を育むとしています⁽¹¹⁾。そして、生徒が自分の意見を持ちながら、異なる意見や対立する意見を理解し、議論を交わすことを通して、自分の意見を批判的に吟味していくことが重要だとしています。

この方向性は妥当なものと思います。例えば、他者への関心や多様性への寛容さは、民主主義や権利の理解という点で本質的なものだと思います。また、大人の意見を押しつけるのではなく、青年の不器用な発言も受け止め、青年自身が自分の思考や感情に気づき、場面に応じてみずから方向づけることができるようにすることは発達の論理にかなっています⁽¹²⁾。人間同士の連帯の重要性と可能性に開かれながら、物事の本質をとらえることで展望を見出すことは、青年期の発達の特徴です⁽¹³⁾。

— 教育の政治的中立性をどう考えますか。

教師が特定の見解を自分の考えとして述べることを国が禁止したり、生徒の政治活動を制限したりするようなことは、過度に消極的な対応であるように思えます。政治的発達には、政治的認識だけでなく、政治への関心や政治行動から成り立ちますが⁽¹⁴⁾、こうした対応からは実際に政治への関心を引き出し、政治的行動を高めていく筋道は見えてきません。

青年心理学者の秋葉英則⁽¹⁵⁾によれば、青年は人間としても合わせた能力を可能な限り駆使して、人間的な願いのために現状を変えていこうと未来を目指します。こうした方向の延長線上に施策を位置づけます。例えば、自分たちの生活現実に根ざした具体的なものも取り上げ、自分たちの力で政治を変えることができる、そのことによって自分たちの生活的自立も果たせるといふ見通しを与えるものにします。実際に、若い人たちは社会を信頼できる人ほど社会への移行を果たしています⁽¹⁶⁾。

そして、秋葉によれば、青年の身近な大人がそうした自立を期待することで、青年自身もそれを要求する主体として立ち現れます。そして、社会は、そのことを踏まえたうえで、仲間集団の広がりや保障しつつ、青年の活動に大きな自由度を与えることが求められると指摘しています。この点で施策は逆行しているように見えます。青年の保護を念頭においた慎重な姿勢なのかもしれませんが、青年の政治的発達の促進にブレーキをかけているように思います。

——教師が特定の見解を述べるのを許したら、生徒は左右されませんか。

教師がその地位を利用した選挙運動および国民投票運動を行うことは公職選挙法および日本国憲法の改正手続に関する法律で禁止されており、そのことはいうまでもありません。そして、教師が特定の見解を生徒に押しつけることも許されることではありません。それは教師のみならず、国も同じです。国も特定の見解を生徒に押しつけることは許されません。

文部科学省が述べるように、現実の具体的な政治的な事象については、1つの見解が絶対に正しく、他のものは誤りであると断定することは困難であり、主権者教育では、1つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程を重視します⁽¹⁷⁾。

教育の場面で教師は生徒との信頼関係を築きますが、それが政治の文脈では教師が異世代の1人となり、世代間の信頼関係を築くことにつながります。心理学では自分の情報を伝えることを自己開示といいます。教師の自己開示はそのありようによっては生徒の自己開示を促し、互いの自己開示の交換により信頼関係が培われます⁽¹⁸⁾。それはしばしば授業中の教師の「雑談」が生徒の印象として残っていることにも示されています⁽¹⁹⁾。このことからすると、教師が自分の実感なり体験なりを率直に述べることで、生徒が自分の意見を持ち、それにより政治的見解の多様性が担保されたり、批判的検討が可能になったりするといったダイナミズムも考えられるのです。

もちろん、教師が示唆する見解のみが正解であり、同じ見解をもたなければならぬということでは、生徒の自由な意見表明は行われません。教師が特定の見解を述べるかどうかにかかわらず、教育の取り運びの仕方、例えば教育評価（暗黙のものも含み）が生徒の思想信条の自由を侵したりしないことは仕組みとしても明確にすべきです。

実は、問題は、教師が特定の見解を述べようとする

かどうかよりも、教師の発問や指導が特定の見解と関わっているととらえられかねないと教師が予期することで、そのようなものを一切、避けることにならないかということにあります。もとより、特定の見解と関わらない政治的な事象というものはありません。しかも、政治という世界はそれがたとえ教育の世界であったとしても（あるいはそれならなおさら）取り上げて問題視するものであるように思われます。生徒の方も気づかって、そのような話題を避けるかもしれません。

結局、教師が自分の見解を述べることを一律に禁止することで教師と生徒を萎縮させ、主権者教育が杓子定規な取り組み（例えば単に投票の仕方を教えるだけのもの）となり、政治が生徒にとって透明で多様性が許される気軽なものではなく、不透明で近寄りたく難しいものままとどまってしまうかどうかが心配です。

——参議院での付帯決議で、主権者教育だけでなく、政治参加意識の促進に向けた諸施策の速やかな実施と充実が求められています。

学校だけで何かをしようとするのであれば、それが限界であると思います。学校で生徒に教えるというスキームで終始するのではなく、国全体で主権者として扱う支援が必要だと思います。例えば、情報の隠蔽は政治の有効性感覚の高い青年の政治不信を高めています⁽²⁰⁾。そこで、透明性を高め、国の情報にアクセスしやすくすることが求められます。

私の提案は、その際、青年に特別な便宜を与えたらどうかというものです。例えば、青年限定のアクセスポイントをつくって、青年のどんな質問にも必ず答えることはもちろん、わかりやすく答えるといったサービスをします。そうすれば、政治は難しいと思っている青年にとっても垣根が下がり、政治と関わってみようと思うかもしれません。青年が政治と関わってみようと思えることが最も重要であると思います。

次回は、少年法適用年齢の引き下げについて考えます。

■ 文献・注

- (1) 白井利明 (2012). 「青年期へのアプローチ」 白井利明・都筑学・森陽子『やさしい青年心理学〔新版〕』有斐閣, p. 13.
- (2) Harris, A. (2009). Young people, politics and citizenship. In A. Furlong (Ed.), *Handbook of youth and young adulthood: New perspectives and agendas*. Routledge, p. 298.
- (3) 広瀬弘忠 (1972). 「政治的・社会化過程における〈政治的知識〉と〈政治的態度〉の関連」『心理学研究』43, p. 247.

- (4) 久世敏雄 (1989). 「結果のまとめと今後の課題」久世敏雄編『青年期の社会的態度』福村出版, p. 185.
- (5) Flanagan, C. (2009). Young people's civic engagement and political development. In A. Furlong (Ed.), *Handbook of youth and young adulthood: New perspectives and agendas*. Routledge, p. 297.
- (6) 原田唯司 (2002). 「大学生の政治不信 — 政治的関心, 政治的知識および政治的有効性感覚との関連」『静岡大学教育学部研究報告 (人文・社会科学篇)』51, p. 227.
- (7) 荒牧史 (2015). 「政治」NHK 放送文化研究所編『現代日本人の意識構造 [第八版]』NHK 出版, p. 84.
- (8) 中川作一 (1979). 「現代は「反抗の時代」か「同調の時代」か」『青年心理』16, p. 126.
- (9) 林田光弘・溝井萌子・菅間正道 (2015). 「SEALDs が切り拓いた地平, 立ち上げた世界」『人間と教育』88, p. 73.
- (10) ファーロング, A.・カートメル, E. 乾彰夫・西村貴之・平塚眞樹・丸井妙子訳 (2009). 『若者と社会変容 — リスク社会を生きる』大月書店, p. 261.
- (11) 文部科学省 (2015). 「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について (通知)」
- (12) 田丸敏高 (2009). 「子どもの権利としての子どもらしさ」心理科学研究会編『小学生の生活とこころの発達』福村出版, p. 226.
- (13) 西垣純子 (2016). 「青年期教育としての大学教育を拓くための研究課題 — 発達心理学の観点からノンエリート青年の発達保障と大学教育を考える」シリーズ「大学評価を考える」第7巻編集委員会編『大学評価と「青年の発達保障」』大学評価学会 (晃洋書房発売), p. 12.
- (14) Sherrod, L. R., & Lauckhardt, J. (2009). The development of citizenship. In R. M. Lerner & L. Steinberg (Eds.), *Handbook of adolescent psychology* (Vol. 2, 3rd ed.). Wiley, p. 375.
- (15) 秋葉英則 (1976). 「青年 (期) とはなにか — 彼らの発達要求を考える」『教育』327, 13.
- (16) 白井利明・安達智子・若松養亮・下村英雄・川崎友嗣 (2009). 「青年期から成人期にかけての社会への移行における社会的信頼の効果 — シティズンシップの観点から」『発達心理学研究』20, 209.
- (17) (11) を参照。
- (18) 池田智子 (2014). 「教師と児童・生徒の自己開示研究における課題」『安田女子大学紀要』42, 59-68.
- (19) 速水敏彦・高村和代・陳貞恵・浦上昌則 (1996). 「教師から受けた感動体験」『名古屋大学教育学部紀要 (教育心理学科)』43, 51-63.
- (20) 原田唯司 (2006). 「大学生の政治不信に及ぼす政治的自己効力感の影響」『静岡大学教育学部研究報告 (人文・社会科学篇)』51, 213.

Section 4

少年法適用年齢を引き下げてよいか

— 少年法適用年齢を 20 歳未満から 18 歳未満に引き下げることが検討されています。現行では、なぜ少年は成人と扱いが違うのでしょうか。

少年の場合は、犯罪ではなく、非行と呼んでいます。

犯罪は法律からの違反行為ですが、非行は少年の個性と環境との関わりによる逸脱行為です。非行には社会倫理的な規範から逸脱する行状も含めているので、犯罪より範囲が広いのです。犯罪は法律によってあらかじめ規定されていますが、非行はそれができない (事案に応じて事後的に認定される) のは、同じ非行事実であっても意味が異なるからです。そのため、少年の行動は「翻訳」が必要になります⁽¹⁾。その作業をするのが家庭裁判所です。少年法の適用を外すことは、家庭裁判所の関与を外すことです。「翻訳」なしに犯罪事実で一律に刑罰を課することになります。

— 少年は発達途上にあるので十分な判断力が育っておらず、その後の育成の可能性があるため、成人とは違う扱いになる、と説明されると思っていました。

確かに、そのように説明すれば、少年法の意義が明確になります⁽²⁾。子どもは自分の意思を十分には表明できない存在です。そのため、それを聴き届ける専門家が必要があります。それが家庭裁判所の役割の 1 つです。必要な場合には少年鑑別所で心理技官による鑑別が行われます。また、子どもは関係の存在であり、周囲の環境のあり方に大きく依存しています。ですから、非行を子ども個人の責任だけに帰するわけにはいきません。さらに、子どもは発達の可塑性が大きいと考えられています。そうした時期では更生を図った方が、成人の犯罪者になるままにしておくより、社会のコストが小さいと考えられます。そして、子どもは社会の未来を託す希望であると考えられています。子どもには最善の利益を与えたいものです。このように、少年は健全育成を期する方が社会の関心にも合うし、社会の利益も大きいと考えられます。

しかし、今日の発達心理学は、何歳になっても発達の可塑性があるという見方をしています⁽³⁾。大人になると発達が止まってしまうわけではありません。そこで、今回は、一般に言われる「発達途上だから」といった説明ではなく、「翻訳が必要だから」という説明をしてみました。

— 最後に言われた発達心理学の話は、前段で言われた子どもの発達の話とどうつながるのでしょうか。大人にも発達の可塑性があるなら、少年だけに特別な処遇をする根拠がなくなります。

私は、実は、子どもだけでなく、大人にも犯罪からの立ち直りの発達援助が必要であると考えているので

す。ただし、そのあり方は大人と子どもで違います。その違いが前段で述べたことと関係します。発達の可塑性が大きい小さいかではなく、その中身が違うため、求められる発達援助も違う、ということをお願いしたいのです。

青年期にいる少年は、これまで養育者など環境の影響を受けて発達していた存在から脱して、みずから自己を形成し自立していこうとします。これは、それまでの自分を崩して、新しい自分をつくろうとする営みとして現れます。非行のある少年は、非行を通して、それを行っているのです。こんな自分でも認めてくるかどうか、大人に問いかけているのです。自分が認められることがわかれば、彼らは青年期を卒業できます。非行も終わるのです。

以上のような理解が「翻訳」です。ここでは発達段階に基づく「翻訳」をしていますが（本連載が発達心理学に関係するものであるため）、それだけで終始するわけではありません。個人の資質や環境の問題など多岐にわたり、「翻訳」の実際は1人ひとりの少年で違ってきます。そのため、専門家による調査が必要になります⁽⁴⁾。

非行が粗暴になると、一般の大人ではどうすることもできません。彼らは往々にして厳しい環境で貧困や暴力にさらされて育っているからです⁽⁵⁾。そこで、少年院といった特別な処遇が必要となるのです。強力な枠組みが前提になれば大人は少年を受け入れることはできませんし、少年もそれに応えることができません⁽⁶⁾。少年法の適用を下げて、こうした処遇を外してしまうと、少年は非行から立ち直ることができなくなります。

— 厳しい環境が非行の原因と聞こえましたが、厳しい環境で育った人でも非行をしない人がいます。

その通りです。その理由として、私はマイナス要因の存在だけではなく、プラス要因の存在を挙げたいと思います。プラス要因とは、例えば、少年を理解しサポートする大人の存在であったり、少年自身が高い能力を習得し、それを発揮できる機会が与えられたりするようなことです。マイナス要因があっても、それを打ち消すだけのプラス要因があれば非行に行かないと思います。非行をする少年は、そうしたプラス要因をほとんどもち合わせていないため、少年の認知できる行動の選択肢が狭まってしまっているのです。少年の個性や環境を考慮するとともに、少年に行動の選択肢を広げたり、あるいは認知できるようにしたりするの

が発達支援の役割です。

— 少年に比べて、被害者の権利がないがしろにされていないでしょうか。

加害者と比べるまでもなく、被害者の権利はかけがえのないものです。十分に保障されるべきだと思います。被害者の権利には、加害者から謝罪や償いを受けられる権利が含まれると思います。加害者は謝罪や償いをする義務があると思います。少年法による処遇は、それを可能にするものだと考えています。

重大な非行を起こした少年は、「生きていてもよいことなど何もない」「自分なんてどうなってもかまわない」と考えていることが少なくありません。自分で自分を信じることができないのです。自分を見失っている少年にどんなに重い刑罰を与えても、それが反省につながることはありません。世の中を恨み、捕まった自分の不幸を嘆くだけです。

そうした少年の一見、投げやりな言動からも「自分だってまっとうに生きたい」「自分を大切にしたい」という願いを読み取り、大人が粘り強く信頼関係を築いていくなら、彼らは自分への信頼を回復することができます。それは、人間として被害者の痛みに気づき、謝罪や償いができるようになっていくうえで不可欠なことだと思います。

被害者は少年に直接、聞きたいことがあるかもしれませんが、それを可能にする処遇は被害者の権利に答えることになると思います。原理的にはそうであっても、それが十分に実現できていないところに問題があると思っています。

— 少年の処遇は効果があるのでしょうか。非行の凶悪化などと聞くと心配です。

何をもちって非行の凶悪化というのか、また、いつの時代と比較するかによって変わってきますが、戦後を大きく見ても、またこの10年間を見ても⁽⁷⁾、非行はむしろ減少しています。

近年、少年院を退院しても何度も繰り返す少年の割合が増加しています⁽⁸⁾。これだけ聞くと、少年の処遇は効果がないように聞こえるかもしれませんが、しかし、人数で見ると、横ばいです。1回きりの少年が減少しているため、結果として何度も繰り返す少年の割合が上昇しているのです。

そこで、これから力を入れるべき処遇として、少年院から社会への移行の支援が重要ではないかと考えて

います。一般に大人になることは、生活できる場所があり、自活できるだけの仕事があり、愛する人との出会いがあって可能になります。少年にもこうしたことが可能になる支援が必要だと思います⁽⁹⁾。アメリカで行われた縦断研究でも、非行からの離脱に有効だったのは雇用の継続であり、また結婚している場合には関係の継続でした⁽¹⁰⁾。もちろん、職場を与えるだけでは不十分です（長続きしません）、個別的援助が不可欠なことは言うまでもありません。

— 少年法適用年齢引き下げに青年期という観点から異議ありと言っているように思いましたが、そうすると前回の政治的認識の発達（18歳選挙権）との扱いの違いをどのように理解すればよいのでしょうか。

18、19歳は大人になるグラデーションの中の青年期にいると思われるので、少年法の処遇を外すのは早いと考えます。質問には次回、答えます。

今回は、18歳選挙権の実現と成年年齢引き下げ、および少年法適用年齢引き下げの相互の関連について説明します。

■ 文献・注

- (1) 白井利明・岡本英生・小玉彰二・近藤淳哉・井上和則・堀尾良弘・福田研次・安部晴子 (2011)。「非行からの少年の立ち直りに関する生涯発達の研究 (VI) — 「出会いの構造」モデルの検証」『大阪教育大学紀要 (第IV部門)』60(1), 71.
- (2) 大村敦志 (2015)。「プロローグ」大村敦志・横田光平・久保野恵美子『子ども法』有斐閣, p. 4から示唆を受けて、自説を展開した。
- (3) 内田伸子 (2007)。「子どもは変わる, 大人も変わる — 人間発達の無限の可能性」内田伸子・氏家達夫編『発達心理学特論』放送大学教育振興会, p. 35.
- (4) すでにお気づきと思いますが、私は大人でも「翻訳」が必要であると考えています。しかし、繰り返しになりますが、大人の行動の「翻訳」は、自分の意思を十分に表明できない子どもの場合とは質的に違うこともしっかりしていると思います。
- (5) 堀尾良弘 (2014)。「犯罪・非行における暴力 — 加害と被害」心理科学研究会編『平和を創る心理学 — 私とあなたと世界ぜんたいの幸福を求めて [第2版]』ナカニシヤ出版, p. 49.
- (6) Shirai, T., Satomi, A., & Kondo, J. (2013). Desistance from delinquency through social encounters with significant others: Case studies of Japanese juvenile criminals. 『大阪教育大学紀要 (第IV部門)』61(2), 97-105 参照.
- (7) 警察庁生活安全局少年課 (2015)。「少年非行情勢 (平成26年1~12月)」図1 刑法犯少年の推移, p. 1.
- (8) 法務省 (2015)。「平成27年版 犯罪白書 — 性犯罪者の実態と再犯防止」第4編 / 第1章 / 第5節 / 1, 4-1-5-1 図 少年の一般刑法犯 検挙人員中の再非行少年の人員・再非行少年率の

推移

- (9) 白井利明 (2016)。「立ち直り研究」日本犯罪心理学会編『犯罪心理学事典』丸善, pp. 550-551.
- (10) Sampson, R. J., & Laub, J. H. (1995). *Crime in the making: Pathways and turning points through life*. Harvard University Press.

Section 5

成年年齢の引き下げをどう考えるか

— 国は18歳選挙権の実現に伴って民法を改正し、成年年齢を18歳に引き下げることを検討していますが、どう考えますか。

民法の成年年齢の基準は意思能力の有無です。意思能力とは自己の行為の法的な結果を認識・判断できることです⁽¹⁾。個人が結ぶ約束のうち、守らないと裁判に訴えられてその内容の遂行を求められるものを契約と言います。契約の当事者は契約内容の遂行を求める権利を有し、相手はそれに対応する義務を有します。

商品の購入を契約したら、後で気が変わったなどという理由で反故にすることはできません。それができるのは、説明が不十分であったなどと売り手に瑕疵がある場合だけです。この場合、自由な意思に基づくものではなかったと見なされるため、契約が無効になるのです。

意思能力は、問題となる事柄によって異なるもの、おおよそ7歳から10歳頃に可能になるとされています⁽²⁾。しかし、その年齢を過ぎても意思能力はまだ十分でないことから、未成年者が結んだ契約は、理由を問わず、つまり詐欺等の理由がなくても、後で取り消すことができます。自由な意思が契約の前提であり、それができる成人は意思能力があると見なされます。

つまり、7歳から10歳頃には自分の意思で契約を結び始め、20歳の成年までは挑戦や失敗が許されるのです。こうした仕組みは子ども・青年が社会に入るのに練習や訓練の機会を与えるものであり⁽³⁾、そうした期間が可能となる成年年齢はいまのままでよいと思います。

— 未成年者が完全な契約を結ぶためには、親の同意が必要です。18歳から親の同意なしに契約が結ばれた方が自立を早めるのではないのでしょうか。

現在の法律では、事業主になったり、結婚したりすれば、みずから完全な契約を結ぶことができます。未成年だからといって契約が結べないわけではないので、

その点では実質的な問題はないように思います。

一般の青年が完全な契約を結ぶには親の同意を得られればよいといえます。親にきちんと説明して親の同意を得ることができるようになることは自立にとって大切な一歩であると思います。自立は大人が壁となったり支えとなったりすることで遂行されるものなので、自由になればそれで自立するとは考えられません。

もちろん、自分でできることを親が何でもしてしまうというのでは、いつまでたっても自立できません。したがって、ある程度できるようになったら、一定期間、挑戦と失敗を許す猶予期間をつくり、自分で試すことができるようにすることは、自立を促す仕組みであると思います。

発達心理学では、小学6年頃には抽象的に経済活動を理解できるようになります⁽⁴⁾、社会科学的に理解できるようになるには高校時代を待たなければなりません。高校生が社会科学的に理解できるといっても、ここでは研究者の質問に答えられるようなことを意味するので、実際に行動できるわけではありません。社会科学的に理解できる高校生以降に実際に挑戦する機会を設けることが必要ですが、18歳成年ではその期間は設けられません。

— 18歳になる前に、契約の意味や、契約に伴う責任など、法的なものの考え方を身につけるための教育や、あるいは消費者教育や、金融に関する教育を充実させるのであれば、成年年齢を引き下げられますか。

成年年齢の引き下げとは関係なく、いまでも法の精神を教えることは必要だと思います。私の見るところ、青年は自分が権利主体であることに十分に気づいていません。そのため、社会に不満をもって、それを解決する社会的な手立てを知りません。

したがって、単なる消費者教育に終始するのではなく、権利を教えることで責任も教えること（自分が権利を行使できることは他人の権利を守る義務があること）が必要です。また、金融などの被害は必ずしも未成年者だけでないことから、教育に頼る発想よりも、消費者保護の充実の方が望まれます。

学校での知識の伝達やスキルの形成と、それを実際に彼らが社会の中で使ってみることは違います。彼らにとって、ものを買うことは、法が規定するような権利・義務関係に入るといった抽象的なことではありません。例えば、誰かにおごったりすることで友人関係や親子関係をつくり変えて自立していくものとして体験されます⁽⁵⁾。そこで、彼らの自立を促す取り組

みとしては、生活世界での発達を支援することが必要です。

— 発達の支援というと、具体的にはどんなことですか

読売新聞社⁽⁶⁾によれば、18、19歳の青年は成年年齢引き下げに反対しています。彼らが「大人ではない」とする理由は「18歳に引き下げても、大人としての自覚を持つとは思えないから」（64%）でした。次に多い理由は「経済的に自立していない人が多いから」（63%）でした。

これは学生であって働いていないので、当たり前のことのように見えます。しかし、日本は教育費に親の負担が大きいことを考えると、高等教育は無償にするか、少なくとも貸与の奨学金にして、親に負担をかけないで進学できるようにすることは、彼らの自立を促すのに有効であると思われます。青年が自分の力で自立できる仕組みをつくる必要があります。

— 選挙権は18歳になったのに成年年齢は20歳のままでは整合性が失われませんか。権利を与えるだけでなく、責任もとらせないとバランスがとれないように思われます。

たしかに、これまで選挙権は成年年齢とセットになっていたように思います。そして、そのことはいまでも意義があると思います。やはり、成年年齢で子どもか大人かを総体として分けることは、わかりやすいと思います。

しかし、連動による懸念もあります。少年法適用年齢引き下げとなったり、児童福祉法適用年齢の22歳への引き上げの抑制となったり⁽⁷⁾することになれば、青年の発達を支援する仕組みが後退します。

成年年齢が主に契約における権利と義務の関係を念頭におき、選挙権は社会の未来に次の世代も関わることを求めることであるとすれば、成年年齢と選挙権年齢は趣旨が異なるため、一概に同じ年齢にしなければならぬというものでもないように思います。

権利と責任の関係ですが、選挙権を得ることの責任は、投票したこと（投票しないことも含む）の結果である社会の未来に対する責任だと思います。契約での責任は、契約を遂行する義務だと思います。選挙権は権利で成年年齢は責任というのは、異なった次元の組み合わせの議論のようにも思います。

— 成年年齢引き下げは何が問題なのでしょうか。

成年年齢引き下げは、18歳以上は意思能力が十分にあると認め、自由な意思に基づいて行為をしているとすることで、青年の自立を促すことが狙いかもありません。しかしながら、自由な意思はそうした抽象的な精神能力だけでもたらされるのではなく、それを可能とする基盤がなければなりません。

そのため、成年年齢引き下げは、恵まれた青年には自由な意思を可能にするかもしれませんが、一般の青年にはそうではなく、ましてや社会的な不利をもつ青年にはマイナスになる可能性が大きいのと思われます。

例えば、1990年代半ば以降の非正規雇用者の増大といった問題があります。これは企業が市場環境の不確実性増大に対応するため、総人件費の徹底的な削減を目的とした経営戦略によるものです⁽⁸⁾。非正規雇用者の中には、自分の人生を立ち上げていくための生活基盤が十分でない人たちもいますが、社会から与えられることもありません。すでに意思能力のある人たちなので、自由な意思で、そのような生活をしていると考えられているからかもしれません。

しかし、憲法は健康で文化的な生活を国の施策として保障するように求めています。その施策が不十分なまま成年年齢が引き下げられると、いまより下の年齢の人たちまで、成人の自覚をもちたくても個人の力だけではもてない場合でも「成人の自覚がない」と見なされてしまわないか、危惧します。

今回が最終回です。長い連載におつき合いくださった読者のみなさまにお礼申し上げます。

文献・注

- (1) 当該の箇所だけでなく全体は、次の文献を参照して執筆しました。久保野恵美子(2015)。「子どもと社会の交わり」大村敦志・横田光平・久保野恵美子『子ども法』有斐閣、特にpp.197-203。
- (2) (1)を参照。
- (3) 白井利明(2016)。「発達心理学から18歳を考える 九州法学会第121回学術大会シンポジウム「18歳を考える」」『九州法学会会報』
http://ci.nii.ac.jp/vol_issue/nels/AA12534165_ja.html (掲載予定)
- (4) 田丸敏高(1993)、『子どもの発達と社会認識』法政出版、p.102。
- (5) 山本登志哉・高橋登・呉宣児・竹尾和子・石黒広昭(2010)。「新たな対話的文化研究としての日中韓越お小遣い研究 — その理論と実際」『日本教育心理学会第52回総会発表論文集』pp.130-131。
- (6) 読売新聞社(2016)。「18歳成人」反対64%…18、19歳に調査」Yomiuri Online 特集 — 世論調査、2016年5月11日。

- (7) 朝日新聞社(2016)。「子どもを守り支える — 児童福祉法改正(下)」朝日新聞大阪本社朝刊、2016年8月9日。
- (8) 日本経営者団体連盟(1995)、『新時代の日本的経営 — 挑戦すべき方向とその具体策』

著者

白井利明(しらい・としあき)：大阪教育大学教育学部教授。主要著作・論文に、『社会への出かた — 就職、学び、自分さがし』(新日本出版社、2014年)、『やさしい青年心理学〔新版〕』(有斐閣、2012年、共著)など。



* サイナビ! (URL参照) に連載された記事をもとに作成しています。

<http://chitosepress.com/category/psychology-navigation/>

* 記載された内容の著作権等の知的財産権は、著者または著者に権利を許諾した者に帰属します。

* 購入者・利用者は印刷・配布して使用することができます。

* CC BY-ND ライセンスによって許諾されています。ライセンスの内容を知りたい方は <https://creativecommons.org/licenses/by-nd/4.0/deed.ja> でご確認ください。

